

花笄粗製ハ、朝鮮甲ノ模物アリ、或ハ笄ノミ眞ノ鼈甲花ハ模物アリ、又笄花トモニ眞物ヲ上製トス、

此花ノ如ク略 圖 差貫クヲ京坂ニテサシコミト云也、差込ト書ク、

花笄ハ、花アル方ヲ右ニ、花ナキ方ヲ左ニス、

花菊ノミニ非ズ、諸花有之、又有因ノ物ヲ附タルアリ、譬バ菊ニ枕ノ類也、文甚ダ大形ナルモアリ、

此圖略 圖 ハ笄ニ付ル花ノ小形ナル物也、

〔好色一代女五〕濡間屋硯

萬賣帳難波の浦は、日本第一の大湊にして、諸國の商人爰に集りぬ、中 下に薄綿の小袖、上に紺

染の無紋に、黒き大幅帶、赤前垂、吹鬢の京笄、伽羅の油に堅めて、略 下

笄用法

〔雅亮裝束抄二〕みづらをゆふこと

まづときぐしにて、ちごのかみをときまはして、ひらかうがいにてわけめのすぢよりおなじ頂

をわけくだして、まづ右のかみをかみねりしてゆひて、左のかみをよくけづりて、あぶらわたつ

け、なでなどして、もとゞりをとるやうにけづりよせて、略 下

〔十訓抄十〕大納言行成卿いまだ殿上人にておはしける時、實方中將いかなる憤か有けん、殿上に

參會て、いふ事もなく、行成の冠を打落て、小庭になげ捨てけり、行成少もさはがずして、とのもり

司をめして、冠取て參れと命じて、守刀よりかうがいぬきとりて、びんかいつくろひて、居直りて、

いかなる事にて候やらん、忽にかうほどの亂冠に預るべき事こそ覺え侍らね、その故を承りて

後の事にや侍るべからんと、ことうるはしくいはれけり、略 下

〔明月記〕正治二年十二月廿日壬寅、亥時許、若君藤原兼實子、御元服、中 次予藤原定家 參著御前圓

座、中 若君ウツブキ給、御髮ヲ搔返、天 かうがいにて分取、天 左髮ヲ梳、天 小本結ニ、天 結、天 又右ヲ